

議案第 13 号

日出町職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

日出町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 18 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

日出町職員の特殊勤務手当支給条例（昭和 39 年日出町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(1 1) 消防本部、消防団等との連絡・調整に関する業務（第 14 条において「消防業務」という。）に従事する職員の特殊勤務手当

第 16 条を第 17 条とし、第 15 条を第 16 条とし、第 14 条を第 15 条とし、第 13 条の次に次の 1 条を加える。

第 14 条 第 2 条第 1 1 号の手当は、消防本部、消防団等からの緊急の連絡に備えて、日出町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年日出町条例第 1 号）第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間以外の時間において、消防業務の対応を命じられた職員に対して支給するものとし、その額は、1 日につき 350 円とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

消防本部、消防団等からの緊急の連絡に備えて、正規の勤務時間外に対応することを命じられた職員に対して支給する特殊勤務手当を新設したいので提出する。